

第四十八回国会
衆議院
地方行政委員会
議 録
第二十六号

昭和四十年四月六日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 中馬 辰猪君

理事 龜山 孝一君

理事 藤田 義光君

理事 安井 吉典君

大石 八治君

島村 一郎君

村山 達雄君

森田重次郎君

井岡 大治君

細谷 治嘉君

吉田 賢一君

出席政府委員

警視總監

警察庁保安局長

委員外の出席者

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

本日の会議に付した案件

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)(参議院送付)

○中馬委員長 これより会議を開きます。

銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本日は、本案について参考人として日本映画俳優協会常任理事小林桂樹君、同じく二谷英明君、日本プロレス興業株式会社社長定野道春君、及び日本音楽事業者協会理事長永野恒男君が出席されております。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の方々には御多用のところ、当委員会の法律案審査のため御出席をいただき、まことにありがとうございます。暴力団取り締まりについて、警察庁当局は、昨年来、その取り締まりを強化してまいっておりますが、今回政府は、暴力団その他による銃砲刀剣類の不法所持及び使用の実情にかんがみ、拳銃等の輸入について新たに規制を設けるほか、銃砲刀剣類の譲渡等の取り扱いに関する規制の強化等をおもな内容とする改正案を提案し、その取り締まりについて一層の推進をいたしております。このような当局の暴力団取り締まりに対し、地方公共団体においては、暴力団に關係のある興行について、公共施設の使用拒否、また日本映画俳優協会等の団体においては、暴力団との結びつきについて絶縁声明を出す等、暴力団追放について積極的な反応を示しておられます。本日は、参考人の方々から、芸能界と銃砲刀剣類の取り締まりとの関連、また芸能界等と暴力団との結びつき排除について、それぞれの立場から忌憚のない御意見を述べていただき、その実情を知るとともに、本案審査の参考にいたしたいと存じます。

なお、議事の整理上、初めに御意見をそれぞれ約十五分程度に取りまとめとお述べ願ひ、次に委員諸君からの質疑に対しお答えをお願いいたしますと存じます。

それでは、二谷参考人、定野参考人及び永野参考人の順序でお願いいたします。初めに二谷参考人。

○二谷参考人 映画俳優協会の二谷でございます。

きょうは銃砲刀剣類等所持取締法の改正についての委員会でございますが、この法律自身については私は全然門外漢でございますし、それについての意見を述べるわけにもまいりませんので、いままでは映画俳優協会が暴力団追放の運動に關してとつてまいりました行動、声明、その他一般的に、映画俳優というもののについての皆さんの認識を少し改めていただければと思ひまして今日参りました次第でございます。

まず、映画俳優協会としましては、二、三の映画俳優の方がビストルなどの密輸の容疑で問題になりました。さらに二月十八日には石原裕次郎さんのお宅が家宅搜索された事件がございまして、そういうところから急に二月二十二日映画俳優協会とそれから俳優団体六団体でもって結成しております俳優連、俳優団体連絡会の名前で暴力追放運動に参加する声明書を發表しまして、全映画俳優に、俳優協会の代表理事池部良の名前でもって呼びかけまして、みんな一緒にやっというところを聲明したわけでございます。そのあと三月四日に芸術議員連盟の方々と話し合ひをいたしました。やはりその問題について意見を交換し、芸術議員連盟の名前で芸能界と暴力団というものに關しまして聲明を發表していただきました。それからさらに三月二十五日には映画製作者連盟と話し合ひをいたしまして、今後映画製作の上に

おいて、そういうつながりをどう処理していくかということをお話し合つたわけでございます。これが大体いままでの経過でございますが、これは二月二十二日の記者会見のときにも申し上げましたことですが、俳優と暴力組織のつながり、特に私の申し上げたのは映画俳優の場合でございます。これは直接つながりというものが最初からあつたわけではなくて、たとえばロケーションなどに参りました場合に、その土地土地の顔役の方とか、そういうところの製作会社の製作面における結びつきがございまして、それが映画俳優が接触する第一歩となるというふうな感じがいたします。直接的なつながりというものは最初からございまして、そういう関係で接触を保つようになり、それが個人的な交友にまで発展するかしなにかというの、これは個人の意識の問題でございます。この点においてわれわれ映画俳優としては、はっきりしなければいけないところがあるのじゃないかと思ひます。

それからここに、参考までに申し上げるのですが、先だって京都のある新聞で「いたい放談」という題名でもって、ある有名な方々、大学教授とか評論家の方々の座談会をいたしました。その座談会の記事の中にたいへん映画俳優としては、あるいは芸能界一般としては、見のがすことのできない記事がございまして、その点に關しまして、映画俳優協会の京都支部のほうで反論のために、いま盛んに新聞社相手に運動を行なつてゐるわけでございます。この内容をちよつと申し上げると、いま皆さんが持つていらつしやる芸能人に対する認識のしかたといひますか、そういうものがおわかりになりやすいのじゃないかと思ひますので、抜き書きだけを讀ましていただきます。これは座談会の形式でございます。たとえば「日本の芸人のなかには、芸でしか身が立たないという

人がいるからね。だから極端に言えば、芸人も暴力団も似たようなものだ。芸がなければ暴力団になるか、暴力団の中で芸のじょうずな者が芸人になるかどっちかだ。「それはひどいが、相撲取りも、相撲を取るよりしょうがないね。ほかのことやらしてもなにもできない」「これもラチ外者だな。」あるいは「だいたい芸能人は河原者時代からラチ外者だろう。これが暴力団とラチ外者同士で結びついて、お互いに利益を与え、利益を受けるという関係にあった。」これが問題になった点でございませう。そのほかに、なるほどともだちという点もございませうが、こういう芸能界に対する認識のしかた、見られ方というのは、私たちにあってはたいへん心外だと思つてございませう。

こういふふうに、たとえば映画が活動写真の時代から発生しまして、発生段階においていろいろ考へ方をせざるを得なかつた時代もございましたが、いまではたいへん映画の産業というものが近代化せざるを得なくなりまして、労働時間にして、労働条件にして、いろんな点で一般のサラリーマンとほとんど変わりがない。多少お金はたくさんいたたかもしませんが、生活においては普通のサラリーマンと変わりがなく、この暴力団の問題を取り上げていただいて、いろいろやっていた際に俳優というものが昔のいわゆる活動写真の時代と、近代的な映画づくりの方法に変わつてきたいまの時代では、俳優自体の意識も生活もたいへん変わつてきて、変化してきているという変化について、心にためていただきたい、こういうふうに思います。

最初に私の申し上げたいのは、いままでの経過と、いまの映画俳優の立場というものを申し上げたわけですが、あと御質問がございましたら小林桂樹さんにもでも私にでも申しつけていただきたいと思います。

○中馬委員長 次に、定野参考人をお願いいたし

ます。

○定野参考人 定野道春です。
最初に、銃砲のことは、ちよつと自分たちはあまり関係がないと言つたら失礼ですけれども、控えていただいて、興行のことを二、三説明したいと思つてます。

最初に、山口組の田岡一雄という人が協会の副会長で、町井、平野両氏が会社の監査役だったわけなんです。いままでに、暴力追放運動がもう二年ぐらゐ早くされていたら、こういうことはなくて済んだのでありますけれども、何しろ二年ぐらゐ前はそういうわけにもいかなかったもので、お願いした形もあるのですけれども、会社内と協会内におつたわけなんです。そして暴力追放運動が高まつてくる前から、もう自分たちは、こういうことではいけないから、田岡副会長にはおられてもおろ、そういう運動をしていたわけなんです。ちよつどそのころ、それから一週間ぐらゐあとに暴力追放のことが毎日新聞でも載つてきたようなわけでありましたが、はつきり言ひ切れることは、自分たちはいま暴力とは一切関係がない、これはもう絶対間違いないのですけれども、そういう強い暴力組織の人たちとそんなに簡単に手が切れるかといわれてまだ誤解をされてるところがたたくさんあるわけなんです。だけれども、自分たちはそういうことは一切ないのであります、警視庁捜査四課の人がものすごく力をかしてくれましたので、その人たちの御指導を仰ぎ、それからまた警察庁捜査二課長さんのところまでみな行つて説明をして、協会員、会社内をきれいにしてもらうことができました。

そしていま自分たちが一番困つてゐることは、地方の興行施設なんかを借りにくい場合に、暴力団とは手を切つたけれども、証明になるものが何もない。だから一つの体育館を借りるにしても、三十日から四十日かかる。暴力団から手を切つて、きれいに立ち上がった自分たちでありますけれども、暴力団以上の壁がそこにあるわけです。それで一つの体育館を借りるのに、大体早くて一

週間、おそくて四十日かかるようなわけで、いま自分たちは暴力団以上の壁に当たつておるわけなんです。だから、自分たちはまだ暴力団と関係があるんじゃないかと思はれてゐるような節がたたくさんありますので、その誤解を解くのがいま一番大事な仕事になつておるわけです。だから、何かお墨つきのようなものをいただけたら、もうこれが一歩いいんじゃないか、みなでお願いに上がろうという話にまで進んでおるわけです。

あと、暴力団との関係の話ばかりになりましたけれども、自分の話としてはそれ以外に説明のしようがありません。ただ暴力団の話だけが、質問をされたらそれに答えることはたたくさんあるのですけれども、これはお願いになつてしまふのですから、自分のほうからはこのくらいしかありません。

○中馬委員長 次に、永野参考人をお願いいたします。

○永野参考人 今回の暴力追放キャンペーンにからんで、芸能界と組織暴力の関係が大きくクローズアップされてきておりますけれども、その内容を見ますと、個々の現象に影響を及ぼして、本末を転倒した感測と論理が非常にジャーナリズムの紙上をにぎわしているように感じられます。もつとも興行界と申しまして、実際上私もが知つておりますのは音楽興行、主としてポピュラー、歌謡曲、そういう世界についてでありまして、映画界はもちろん、プロレス、ボクシングあるいは相撲、サーカス——ここにもいろいろいらつしやいますけれども、その世界とは若干性格を異にしておりますので、私がこれから興行というお話としてお話しさせていただきますことは、主として音楽の世界、それもクラシックではない世界、そのようにお聞きいただきたいと存じます。

興行界と組織暴力のつながりというようなことになりまして、徳川時代の小屋がけ芝居とか相撲、そういうことにまでさかのぼつてしまふのは御承知のとおりでございます。当時、先ほども

お話がございましたけれども、川原こじきとさげすまれました賤民扱いにされてゐた彼らが、一種の自衛本能と申しますか、そういう形でこゝろに存在と結びついたというふうに私も聞いております。もちろん現在の興行界は、社会構造の複雑化に従ひまして、興行界それ自体もつと複雑な形をとつてきております。こまかくはまた御質問によりまして申し上げたいと存じますけれども、一口に申しまして、歌手、歌手を代表するマネージャー、あるいはプロダクション、このプロダクションと契約を結ぶ第一の中間業者、第一の中間業者と契約を結ぶ第二の中間業者、さらに第三、第四と一般的にございませう。歌手と聴衆の間に大体最短距離にいたしまして二つぐらゐの中間業者が介在しておるのが現状でございます。しかし、これらの業者は、現在、興行界の流通構造においては、確かにそれぞれがその存在理由を現実につけてきてゐる現状でございます。このような構造の複雑化につれて、彼らが現在のような形で存在している余地が発生したというようにいつてもいいのではないかと、そのように考えております。

しかし、このような、彼らがここに入つてきてゐる現状につきまして、一部ジャーナリズムでは、私も業者が、あるいはタレント自体が、積極的に彼らをわれわれの世界に呼び込んでゐる、そのような見方が一般にされてゐるようでありまして、私も、実際にはそういうことは全くない。暴力を利用してこの商売を伸ばしてゐるというふうなことは、実際に私どもの業界では全くございませう。もちろん中にはピストルを持つてゐたといつてつかまつた歌い手もおりますけれども、こういう不心得な存在というものはどういふ世界にもございませう。作家でもつかまつてゐる人があるように聞いております。だからといって、文壇がギャングとつながりがある、そのように考える人はだれもないと思ひますけれども、同様に、私もこういう芸能界において、たまたまそういう人間がおつたからと申しまして、それを全

体として律せられては非常に迷惑しく、そのように考えます。

具体的にお話を申し上げたほうがいいと思いますけれども、あまり具体的に申し上げると、またそこから誤解が生まれてくるということを非常に考えておられます。実際具体的なお話というのは、今まで申し上げる機会もありませんでしたので、プロダクションが存在している場所は、ほとんど東京に集中しているのを見て差しつかえないと思います。私も事業者協会にいたして、各レコード会社は、主要プロダクション二十七社が加盟してありますけれども、これら二十七社が加盟している興行師と申しますか、こういう存在は大体概数五十社前後ではないかと思っております。この五十社前後のうち、実際に今回のような組織暴力といった対象になるところを見ますと一割程度、多く見ても二割以内ではないかというふうに考えます。これは私も彼らの暴力組織として面をつき合ふことはもちろんあるわけですが、いせんので、これは私もより当分の間は御存じかと思っております。私も、常識から言っても一割前後がせいぜいじゃないか、かように考えております。しかし、実際に問題でございすのは、この一割前後の、量は少ないわけですが、格を合んでおります。ある面、ある角度からだけこの性格を申し上げます。

私も業者にとりまして、第一に彼らは比較的高い取引額で取引をするという性格を持っております。後ほどまた御説明する機会もあるかと存じますが、普通の、そういう暴力に関係のない中間業者と比べて、非常に高い値段を払う、そういう特徴が一つございす。

それから第二に、金の支払いが非常に確実であるというございす。物の売買でございすれば、売買の済んだあと金の授受が行なわれなくても、その品物自体がそこに存在するわけございす。興行という、あるいは歌という無形

の世界におきましては、終わってしまったえば実際何もないのでございす。そういう意味で金の授受というのは非常にむずかしい性格を持っております。そういう点で彼らは確実に金を払う。

第三に、仕事の絶対量が非常に多いということでありす。絶対量と申しますのは、これも興行界の一つの特徴でございすけれども、この灰皿が出ないと思うのです。しかしこれが人間であった場合に、非常に無理な状態を押し付けて一日だけ仕事に行くというところは、問題が出てくる場合が非常に多いと思っております。そのような場合に、彼らの場合には札幌へ行つて仕事をするということに関連して、そこに一週間なり十日の一つの合理的な日程を組むことができる。そういう意味で仕事の絶対量が非常に多い。

第四に必ずしも第一線でない歌い手、いわばかつてのスターで、現在二線、三線に後退している人たちの仕事も、彼らは確実にこなして行く。第五に他の、いわば悪徳業者と申しますか、これはプロダクションの立場から見ると意味でございす。そういう悪徳業者から完全にビジネスを守っていく。そういう特徴を共通して持つていようでございす。

現在のように音楽の興行が多くなりましたのは終戦後でございまして、当時あの混乱期に彼らを興行の世界になだれ込ましてしまった、そのように私も振り返って見ております。いわゆるチンピラ、ぐれん隊、当時のこれを押える警察力の不足と申しますか、そのためにいろいろな事件が地方ばかりでなく、東京や大阪など大都市でも当事数多く起こりました。いまから二十年から十五年前のころでございす。もちろんいわけゆるなぐも切るとか殺すとか、そういう暴力そのものもございましてたけれども、非常に逆な例が一つございすので、御参考までに御披露したいと思ひます。

昭和二十五年だったと思ひますが、大阪の通称大劇と申します劇場で——これはいまでもござい

ますが、東京で言えば日劇、あるいは国際劇場といったポピュラーの音楽の世界を中心の劇場でございす。この大阪劇場で歌謡ショーを催したことがございす。それまでその仕事に関連いたしまして、暴力団との問題が未解決のままにそのショーが開かれたわけでありす。そういうしたら、開演中に歌い手が歌つておる客席の前で、彼らが将棋をさしたり、じゃんけんをしたり何かを始めたわけでありす。将棋をさしたり、じゃんけんをするというところは、それ自体は暴力行為ではもちろんございせんし、また劇場の中でそれをやつたからといって、その場に居合わせた警官がつかみ出すことはできないのではないかとと思ひます。

しかし、興行界の特殊性ということばがよく使われまが、これはもちろん事業的に見ますと、不特定多数の人間を特定の時間、場所に集めるといふきわめて不確かな仕事、そういう一種のスペキュレーションと言ひますか、そういう意味での特長性があります。また一面商品自体が人間である。しかもその商品価値を発生せしめておるものは、その人間が歌う歌という、要するに無形なものであるということが、この特殊性を大きく形づくつておるのではないかとと思ひます。この人の歌う歌というものは、そのときの体のコンディ

ションあるいは精神状態の充実、そういう意味で非常に影響を受けます。精神が乗らなければ、その歌われた歌は商品価値を発生してこないというとも言えると思ひます。実際にお客さんが、感動もしない歌を聞いて金を払う人はいないと思ひます。しかし実際問題として、そのような自分が歌つておる前将棋をさされたりすると、そういう商品価値を発生せしめるような歌唱ができるだろうかということをおわれれば考えざるを得ないわけでありす。

これは事実あったことと申しますが、この事件につきましてさらに申し上げますが、この事件は暴力団とどういふ関係で処理されたかというございす。普通常識的に考えれば、その場合に、次にそこで仕事をする場合には、そのマネージャーはそういうたいやがらせをした暴力団とつながりを持って、合理的に仕事をするというのが常識でございす。実際にはそうでなかつたのでありす。と申しますのは、翌日同じようなことをした連中を要するに腕力でつまみ出してしまったより強い暴力団が存在しておつたわけでありす。そういうたしますと、当面、そのときに、歌手にしても、あるいはマネージャーにしても、そういうことを処理してくる人間というものは、ごく自然な形で身近な存在に変わつてしまふと思ひます。実情としては私は当然ではないかと思ひます。そういうたつき合ひから、次にその仕事というものが、いやがらせをした暴力団ではなく、そういう方法で処理してしまつた暴力団という形へ転化してしまつたわけでありす。

これは一例でございす。そういうた過程を経て今日に至つたわけと申しますが、実際に今日存在しておるごく一部の暴力団の興行者としての実体というものは、こういつた過程を経て実際に淘汰され、先ほど申しましたような大体五つくらいの目ぼしい特徴的な条件を持つておるものだけがその中に残つておるというのが実情でございす。

しかしこれは先ほど申し上げましたように、あくまでも私も業者が直接取引をしております五十数社の興行師の中の、一割程度を占める暴力団と関係があるとおぼしき業者についてのお話でございす。さらにその業者から地方に転売されていくところの業者については、別の問題でございす。これは私もここで現在御説明申し上げるまでの材料を持っておりません。実際には知らないでございす。

次に、そういうた概括的な前提に立ちまして、今回の警察当局の方針と、これに対し私も表明した態度について御説明させていただきますと思ひます。私もが協会内の組織に従ひまして、理事会、

興行部会といったものを合併して、この問題をテーマとしてさくく三月でございすか開いたのでございます。ほかの芸能界の諸団体が直ちに声明を出したのになどしたのに對しまして、私も事業者協会の、そういう表明の打ち出しが若干おくれたということに一部では批判もされたようでございます。そういった私どもの協会の流通構造の中に彼らが占めているという意味において、いろいろ検討しなければならぬ問題がたくさんあったわけでございます。しかし、結論といたしましては、今後われわれの事業を、取り締まり方針の精神を尊重して行なうことを全會員に通達いたしますと同時に、先に申し上げましたそういう興行師、直接取引の關係先に対しても、その趣旨を一応文書にして全部出して、まずわれわれ自身のえりを正して出発したいという態度を結論づけたいわけでございます。

最後に、本日この場に出席していただきまして、私も国会また政府にお願いしたいことにつながらざるでございますが、三月二十六日に當局に提出いたしました「音楽事業者の暴力団問題打開に關する要請書」というものがございすので、ちょっとここで御参考までに読み上げさせていただきます。今回の暴力団放のキャンペーンに對し、当日本音楽事業者協会においても會員二十七社とともにその趣旨に協調する態度及び方針を打ち出してまいりました。その結果として、業務遂行の上にも当然ある程度の支障及び損害も予測するところでありましたが、警察當局の処置並びにマスコミの論調があまりにも急激であるため、一般社会のみならずあらゆる興行關係者（註、興行主催者、会場管理者、その他の興行担当者等）が興行と暴力とがあたかも、不可分のものであるがごとき錯覚を起し、その結果として興行を危険視、罪惡視するがごとき現象が生じてきております。そのため個々の興行運営に際し、適正な判断または選択を加えることさえも避けて、興行事業全体に警戒を加え、一種の手控えムードのごときものすら生まれてきた感がありま

す。この事態がわれわれ音楽事業者にとって、現在重大な危機を招きつつあることは、あえて言をまたないと思ひますが、さらにこのことが各地における一般大衆に対する音楽の供給を妨げる結果ともなり、すでに各方面よりその打開を求める声が向けられてきております。これは社会的見地から、重視すべきであり、いわゆる角をためて牛を殺す誤ちをおかしている懸念すら感じられるのであります。もちろん以上述べたことが当初の目的に疑念を持つがごとき意味合いのものではありませんが、少なくとも今日以後においては、その後によつて生じたあらゆる問題の收拾策に心を配ることが、われわれにとつての緊急かつ重大な課題であり、既述のごとく地方における音楽芸能提供の枯渇、あるいは正常な興行關係者の苦悩を考慮されたいと念願するにほかならないのであります。ここで当協会としては、以上諸問題の打開策の一案として、興行者に対する認可または推薦の制度を実施されたいと考えます。こういふ内容のものでございす。

これを要するに、結果として興行というものを運営する機關の一部が脱落して行くことが当然考えられるわけでありまして、しかも再三申し上げましたごとく、興行というものが何分にも特殊なものであり、一種のかげにも類似したものであつて、経験者がこれを行なへばこれは事業となりますが、そうでない者がこれを行ないますと、単なるギャンブルというような性格を持つてゐる。しかもその商品たるや、これは先ほども申し上げました、極めて極端な一例でございすけれども、現在今世紀最高のピアニストといわれているソビエトのリフテルというピアニストがおりますけれども、興行の契約が終わつて会場に来て、その会場に満員の聴衆がいても、きょうは気が向かないからピアノはひきませんというふいふことを言つて歸つてしまふ。これは先ほど常識云々という問題が出ましたけれども、先ほど二谷さんは非常に遠慮されておっしゃつていらしたようにですけれども、何も政治家にもなれるピアニストがえらいの

だとは私は思つておりません。場合によつてはそういった常識がなくなつてもいいアチリストはいると思ふのでございす。ですから会社の社長になれなくても、しかし芸術家としてはいい、そういうふうな人も当然私は存在すると思ふのであります。このリフテルなどは、ソビエトで、ああいう国であつても、なおかつ彼のさういふ性格というものは尊重されて、りっぱな地位を維持しているというふうな人もあるわけでございます。こういう他の世界では判断しがたいような商品を取り扱う、こういったいろいろな意味で危険性の非常に高い仕事を、何でもここでAがやめたからうかといふことを、私もはおそれるわけでありまして。したがつてAが、さういふ脱走した興行師があつた場合、そこがそのままブラックになつてしまふといふことを、今後私もとしては積極的に解決していきたいといふのが、いま申し上げましたような趣旨のものでございす。

もちろん私も組織暴力開放といふことは、単なる警察當局だけの問題ではなく、いわば国全体の願ひ、これは私も自體も同じ考えでございす。したがつて、別に弱腰でございす。しかし申し上げておるわけは決してございせん。しかし砂糖がアリの誘ふからといって、砂糖の甘さを責めるわけにはいかないと思ふのでございす。まして、砂糖を家庭から締め出すことは不合理で、さういふことになつてしまつたらこれは不合理ではなはだしいと思ふのであります。しかも最近の状況は、砂糖があるからアリが存在するのだというふうな飛躍した論理さえも展開されているのではないかと、そのように思ふわけでございます。要は、やっぱアリそのものの存在が問題の本質と思ひますが、これは別といたしまして、私も私どもとしてはまず砂糖からアリを完全に隔絶することをお願いしたい。そのためには家庭の一主婦だけではできない、やはり家族全体が協力しなければほんとうの隔絶はできないのである、そのように思ふわけでありす。さういふ意味で、ここで長々と

お時間を拝借してお話し申し上げたような次第でございす。御清聴ありがとうございました。
○中馬委員長 以上で参考人の方々からの御意見の開陳は終わりました。

○中馬委員長 質疑に入りす。質疑の通告がおりますので順次これを許します。田川誠一君。
○田川委員 きょうは映画俳優協会、プロレス、音楽事業者協会の方々から、たいへん有益なお話を伺わせていただきましたことを、最初に厚くお礼を申し上げます。特に關係の皆さん方が、組織暴力の開放に非常な決意をもつて臨まれておられることに私も敬意を表するわけでございますが、今後最初の信念とおり、ひとつ立ち向かつていただきたいと思ひます。私も及ばずながらできるだけ協力していくつもりでございます。

ほかに質問の方もたくさんございすので、私はごく簡単にお伺いをいたしますが、まず映画俳優協会の小林さん、二谷さん、どちらでもけっこうでございますが、今度の組織暴力の開放を受ける前に、いろいろ映画俳優として組織暴力から被害を受けておる点がずいぶんあると思ひます。そういう暴力団から、どういふ点が一番被害があつたかといふことをお伺いしたいと思ひます。

それとも一つは、今度の暴力団の開放の運動、取り締まりによつて、皆さん方が何か不便を感ぜられないか、また逆に暴力団からいやがらせがあるとかいふような、不便とか、あるいは逆の被害を受けられるようなことがあつたら、それも御説明していただきたいと思ひます。

○小林参考人 特に大きな被害といふのは、それに該当するかどうかわかりませんが、私たちがの仕事は、映画をつくるべくして、一番先頭に立つ立場でして、演出家が映画の一つのまとも役でございすけれども、先ほど申しましたように、ロケーションの場合など行きますと、それは暴力団に關係なく、たとえどちらかのおうちを借りて撮影をする、そうすると、そこに製作主任といふのがおりますし監督がおりますが、いろ

いろいろお世話になりました、だいぶ散らかしました、とあいさつとしていく場合にも、そういう方があいつするよりは、結局そこにいる俳優の一人が、どうもありがたうございました、と言うほうが、非常に効果的なわけです。それがすべてに通じる。それできょうはこういうところに、この町の人にお世話になったから、ちょっと顔を出してくれぬかというときに、会社のどんな偉い人が行くよりも、どんな新人でも俳優のほうがいい、女優さんのほうがいいというように、それが非常に多いわけ、われわれはそういうことでたいへんなわけ、だから、いままでもロケーションにおいて、再三言われておりますけれども、ロケ現場にそういった暴力団の方がいろいろと整理なんかに来ておりますと、やはり会社の人がお礼を言うよりも、俳優さんがどうもありがたうございました、これが一番効果があるわけです。そこに結局一番直結するのは俳優とつながってくる。この間会ったね、ということから、しばらく、というので、それからつながっていく可能性が非常にあるので、はつきりいえば、いやな顔をできないです。ですからつながっていくケースが非常に多いと思います。ですから俳優と俳優というものは、会社の代表みたいな顔をして、あいさつをしたり、サインをしたりというように、や、宴会の席上にも呼ばれなければならないというように、ことがあるわけで、そのほかには、前に会ったね、というので、うちへ来てみて何がしかのお金を、いままちと忘れたから貸してくれということになる。それもたいした大きなお金ではないの、しよつちゅう言われるから、ないとは言えないという類なので、ついでにやろうということが多い。だから、おどかさされてどうのこうのといったことは、私たちの仲間でもなかなかないと思います。ただそういうようににじんわりとくるものが多い。だから抜きさしならぬということになってくるわけです。

補足するものがありましたら、二谷君から言っていたことです。

○二谷参考人 大体その被害といえますのは、私が最初に申し上げましたように、いま小林さんから御説明のあった会社を代表する形で世間に対してなければいけないというところから、そういうつながりが生まれる。それによってこまかい被害がある。そのあとはやはり個人の意識の問題だ、と思うわけです。それをどこで自分がきつぱり線を引き、その辺を考慮するために、この間協会員に対して説明を出したような次第であります。ですから最初は間接的な、会社を通じてのつながりであつたものが、直接的なつながりを持つようになる、ここがやはり俳優個人として考えなければならぬ問題だ、と思うのです。

それからこの暴力団のつながりを断とうという声明を出したあと、たとえはいやがらせあるいは直接の被害、そういうものはいままでのところは全然ございません。警視庁の方もたいへん気を配っていただきました、何かあつたらこへ電話して、だれだれという名前までおっしゃっていただいておりますが、一度も利用する機会もございませんし、幸い何ということもございません。ただ映画界に対するいままでの一般の市民の方の見方によつては、こうこうこういうこともあつたんじゃないかと、こういうつながりがあるじゃないかというように、個人的な意見として投書みたいな形ではございますが、直接的なそういう組織暴力その他から、いやがらせなどの被害はございません。

○大石(八)委員 関連して、いまのロケーションの場合のことですが、富士山麓でもどこでも、戸外のロケーションのときに、群衆が来るので、整理をするということが出てくるわけですが、いまのお話にもあつて、その整理を頼まれるのか、自発的に出てくるのかどうかかわりませんが、そこに暴力団関係の多い者が頼まれて、現実的にはそこにおいて整理をしてくれる。整理をしてくれるから、いまのように、俳優が出るほうが直接ですすらいでしようが、その前の、暴力団がそ

こへ出てくる、整理をすることを会社のほうで常習的に、いままでも非常に便利だからやっていたとか、あるいはあたりまえのごとくそこへ出てきてやっていると、そこを断ち切らなければ、やはり一緒に顔合わせる機会というものは隔絶はされないと思うのですが、そこはいままでどうなっているんでしようか。それは俳優の立場から言え、隔絶されたいためには、そこを何とか処理してもらいたいという要求が出てくる、思うのです。それをお伺いしたい。

○小林参考人 ところによつて、それから、いふゆるその地区の暴力団によつて違ふのですけれども、私たちの聞いている範囲では、何がしかのお金がはしくてやるといふ暴力団もあるらしいのですけれども、同じ仲間ではないかという気があるわけです。ですから、きみたちが仕事をしているところをおれたちは助けようではないかという気持ちがあつて、一応会社側の製作主任なりがいさつに行くと、ここで撮影するけれども、非常に喜んで、ロケ隊と一緒に仕事に協力しているという感じがよくの見た範囲では多いわけ、です。それで、非常に心ないファンがおりますし、回りで、おいこつち向けたか、おまえはだれと結婚するのとか、何か変な声がいろいろかかるのです。そうすると、そこに警察の方が、交通関係で二人か三人はおいでになつておりますけれども、その方は一応ただ黙っているわけ、です。暴力団の人ですと、静かにしろい、と言え、その人たちは一応黙ってくれるので、よくたちもその心ないファンにはちよつと苦しいというところは、ずいぶんあるのです。

われわれは芸術家——記録家じゃないですけど、芸術家、芸人、いろいろな範囲、非常に広範囲な立場に置かれておられて、色紙一枚持つてきて、あなたの名前を書いていただき、家宝にしますからというのから、鼻紙を持ってきた、何という名前か知らないけれども書いてくれというものの全部に至るまで、同じ調子で書かなければならないという立場にあるものですか

ら、もう非常にひどいやじがかつても、その場合に、それを制圧するのは彼らでありまして、それがいいと——その人たちが、同じ仲間が撮影に来ているのに、おれたちに協力させないのかというところで、カメラの前に出てきて、話の聞いていなかったなというところで、やまをするところがあるので、われわれはほんとうに困っているわけ、あります。ですから、大体いままでのように会社から、その地区の分布図がわかつておられるので、そこへ一応あいさつに行くという形をとつて、います。

○田川委員 俳優の方の被害はよくわかりましたが、そうした小づかいをせびられるとか、それから食事をせびられるというように、ささいなことでもつながりが深くなつていくというお話でございますけれども、これからそうした暴力を追究していくには、やはりそうしたささいなことから気をつけていかなければ実行できないじゃないか、そうしたことでこれらの皆さんの御決意と申します、か、キャンペーンを始めてから、そういうものは一切やらないようにし始めているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○二谷参考人 先ほど申し上げましたように、その会社と、それから暴力団あるいはいふゆるその土地の人との関係というものを、私どもが直接断つというわけにもまいりませんので、私どもとしては、自分の身の回りからきれいにしていこう。私個人の場合を申し上げますと、もちろん全然関係はございませんが、たとえば町で声をかけられて、一ぱい飲もうとかおどつてくれというように、なことを言われた場合でも、はつきり断つるようになつておりますし、それによつていままで小さい被害はこうむつたことはございます。ただ、初めに申し上げましたように、私などはまだ入つて十年目でございますので、特に日活という会社は新しい会社でございますので、そういう昔からの封建的なつながりというものはあまりございません。実際的に仕事の上で事務的なつながり

というものがあつたという程度でございます。情実的なつながりとかそういうものはございませんでした。私個人の場合を申し上げて何ですが、そういうふうなこまかい点を一つ一つはつきりイエスかノーかを言う勇氣がやはり必要なのじゃないかと思ひます。そういうふうにはつきり言いますと、次から参りませんでし、そういうところからやはり進めていかなければいけないのじゃないかと思ひまして、その声明書を代表理事の名前で出して、みんなそれぞれ氣をつけてきてくれるわけでございます。

製作面のつながりというものはやはり製作者連盟との間合をもちまして、会社側もできるだけそういうことは排除して、こうということにはなつておりますが、これは製作者連盟のほうにお聞きになつていただかないと現状はわかりません。

○田川委員 先ほど俳優を卑下されておるようなおことはございましてけれども、大いに芸術家としてのプライドを持ってこれからやつていただくと思ひます。

それから、もう一つお伺ひしたいことは、新聞にも出ておりますように、俳優さんの中でピストルの不法所持で検察された者も二、三あるようでございます。これはいろいろな動機があつたと思ひます。たとえば外国へ行つて知らないで買つてきた、もつたというふうなこともあると思ひますが、その俳優さんの中でピストルをお持ちになつて検察された方々に、何か話を聞いたことがありますかどうか、もしあつたらどういふ動機でそういうものを持つておつたかお尋ねしたいと思ひます。お聞きになつたことでもけっこうです。

○小林参考人 すでに新聞紙上に名前が出ておりますが、こういう方と実は私には面識がございません。それで新聞で知つてゐる範圍しかわからないものですから、本人とも話し合つたことはございせん。

○田川委員 一部のそうした不心得の者によつて、全体の方々が非常に迷惑をするというふうな

事態もございまして、お互いに俳優同士で切磋琢磨して、そういうことの起こらないようにひとつやつていただきたいと思います。

それから、音楽事業者協会にお聞きしたいのですが、今度の組織暴力の追放で困つたことがずいぶんあるようでございますが、その中で地方興行について一番困つた点を簡単に伺ひたいと思ひます。

○永野参考人 われわれの現在の状態をそのまま御説明すればよいかと存じます。歌手の性格によつて地方興行とテレビ放送、そういう二つのステーションの仕事の量的な分類は必ずしも一定しておりませんけれども、現実には平均いたしました五割から六割くらいが地方興行ということになつております。この地方興行は具体的に申し上げますと、先ほど御説明申し上げましたように、私ども自体は暴力団でも何でもありません興行師と契約をいたしました。これは大部分がそうでございます。そういういたしますと、それが前夜になりました。あるいはひどい場合には、十日間の旅行の五日目の仕事が四日目になりました突然に中止になるといふような事態が一つ発生してきております。それは私どもが契約いたしました興行師が二人目、三人目の興行師と契約しておるわけでございます。この二人目あるいは三人目の興行師がそういう暴力団またはそれと関係があるといふことで、突然に会場がとれないとか、そういうことで中止になるといふ形が一つの形でございます。そういうケースというものは案外ございまして、したがひまして今度は正常な興行師自身が興行の仕事がしにくくなつてきておる、非常に手控えムードになつてきておるといふ現象がござい

ます。それからさらにはこれは東北地方であつたかと思ひますが、当分、めんどろだから、もう興行はやめようというふうなことで、なまの音楽の催しというものは全面的に中止になつておるといふような形がございまして、大体現在二割から三割くらいが減少しておるといふ現状でございます。

○田川委員 地方興行で一番困るのは、従来やつておつた地方興行の中間業者と申しますか、代理店と申しますか、芸能社と申しますか、そういうものがなくなつたといふことじゃないかと思ひます。その中にたまたま暴力団の関係者が多いといふことであると思ひますが、そういうものを全然なくしていくといふことはなかなか困難だと思ひます。そういう意味において正しい中間業者、代理店、芸能社といふものを育てていかなければならぬ。そのためにはどうしたらいいか、なかなかむずかしい問題でございますけれども、私は警察当局なりあるいは労働省なり、そういう役所の力をかりて、芸能社といふものを一つの登録制にするとか、推薦制にするとか、許可制にするとかいふようなことをやつていかなければならぬかなと思ひます。そういう芸能社、代理店といふようなものの許可制、推薦制、登録制といふようなものに対する音楽事業者協会のお考えをお聞かせたい。

と同時に、きょう警察からもおいでになつておりますが、警察の方にもそれに対するお考えを、簡単にでけっこうですからお伺ひしたいと思ひます。

○永野参考人 先ほど最後にちょっと読ませていただきましたけれども、「音楽事業者の暴力団問題打開に関する要請書」、その中に含まれてゐる問題でございますので簡単に御説明申し上げます。この要請書に従ひまして、私どもといたしましては次のような考え方を提案しております。それは労働省の編集になります「民営職業紹介事業の実務」といふものから抜粋したものでござい

ます。これは現在法規として職業安定法でござい

ます。その中に含まれてゐるものでござい

ます。従来の職業あっせん法、これは日雇い人夫とかあるいは看護婦とか、そういう法の適用を一般私ども業者は受けておるのでござい

は制限されている職業を営む者であつてはならない、あるいは第二に「資産及び資金を保有している者でなければならぬ」、あるいは第三に「道徳上の責任を負ふ能力を有するものであり、刑法各条の罪を犯し処罰されたものであつてはならない」とか、あるいはまたさらに、「代表者又はその使用人が不当に他人の精神及び身体を自由に拘束するおそれのあるものであつてはならない」、そういう現実私どもが規制をされております。そういうふうなあつせん業者の法規の中にも、こ

ういった各条が含まれてゐるわけであり

ます。したがひまして、これはもちろんライセンスという形になつてゐるわけでございますが、こ

ういふものを芸能界の実情に合うような形で厳密に適用するならば、この問題もある程度まではもつと

が出てくるという場合に、私どものほうでいろいろ意見を申し上げるということであれば、いろいろ検討の余地があるのじゃないか、こんな感じでも、まだ結論は出ておりませんけれども、いろいろ検討しておる、こういう状況でございます。

○中馬委員長 安井委員

○安井委員 いろいろいままでのお話を伺っておりますが、暴力団というものは、たいへん重宝なものであるがやっかいなもので、そういうふうなふうに理解されるわけでありすが、つまりいろいろな外からやっかいな問題がふりかかってくる場合には、持ち前のその力でそれを処理してくれるし、しかしそれが逆にこちらのほうに裏返しにされるひっかかってくる、こういうふうなものではないのかというふうに思うわけですが、いまちょっとご興行問題が出ておりますので、そのほうから先に、お伺いをいたしたいと思います。

暴力団と興行との結びつきが、沿革的にも古いものだといふふうなお話を、先ほども永野さんかから伺ったわけがあります。そういうふうな芸能社といいますが、そういうようなものが地方で興行を持つ場合に、何から何まですっかり手配してくれる。そういうふうな仕組みを利用しなければ、

地方興行というものの成功もおぼつかないわけですから、自然にそれにつながっていくわけでありますが、そういうふうな仕組みをより正常なものに仕上げていくということが非常に大切なわけです、それについていまでもお話があったわけであり
ます。全体的な興行のシステムのうち、組織暴力団につながりが必要とされないというふうなことになっているものと、それから、そういうものとのつながりなしにきちっとやれる興行師といひますか、そういうような仕組みと、どれぐらいの割合になつてゐるわけですか。私もそういう点暗いものですから、ちょっと伺いたいと思ひま
す。

○永野参考人 なければやれない仕組みというのは、私は現実にはないと思うのであります。ただ、最近旁音だとか、あるいは民音、あるいは音

協、そういった音楽鑑賞団体が非常にふえてきておられます。こういう団体の場合には、全くもうある必要はないわけでございます。それから、そうでない不特定多数の人たちを、宣伝ポスターでございまして、か、そういったもので集めて興行をす、という非常に原始的な興行の形態が、現実存在しております。この場合には、非常に危険率が高いわけでございます。そういったしますと、これも、もちろんそういう暴力団でない人たちがたくさんやつておりますけれども、その場合に、やはり客層を確実に動員するということの力と申しますか、あるいはそれだけの能力、そういったものがあるほうが、結果が予測されるわけでございます。その場合に、普通の人の場合には、もちろん地方の婦人会とか、あるいは商店連合会であるとか、そういう組織に積極的に働きかけまして、できるだけその販路を確実に持つように努力いたしたいと思います。暴力団の場合には、そういうやり方を同じようにとるのでございますが、その場合には別な圧力というものがかかることができるのではなないかと思うので、より確実な結果が得られるというような程度の相違としか、私どもは解釈しております。

○安井委員　私も労音のようなシステムを頭に置きながらお伺いをしたわけですが、いずれにしても、新しい興行の仕組みというようなものがある、これはやはり真剣に考えていかないといけない段階にきているのではないかと思うわけです。それは沿革的な問題はよくわかりますが、しかし、いつまでもその仕組みが続いていつていいわけじゃありませんので、そういう近代的なシステムはどうあるべきかというふうなことにについて、ひとつ充るほうの立場の事業者協会のほうも、もっと御検討願いたいわけでありです。保安局長が言いましたようなそういう自主的な組織浄化とでもいいいますが、そういうような仕組みも非常に有効ではないかというふうな気がいたしますので、ぜひその点御検討を願つておきたいと思ひます。

先ほどのどなたのお話でしたか、外部の暴力がきた場合により強い暴力というような形でそれを制圧してくれるという意味において、暴力団の存在理由が実はあるわけですが、その場合に、警察は実は別に存在しているわけでもあります、警察よりも暴力団のほうがたよりになるからというふうなことになるのかもしれませんが、もう少し警察の作業といいますか、作用といったほうがいいかもしれませんが、それがもつと興行の場合だとか、あるいは映画のロケーションの場合だとか、そういう場合に、こうあってほしいといったふうな希望や要望はありませんか。これはひとつ俳優協会のほうにも、それから永野さんの音楽事業者協会のほうにも、それからもう一つ豊登さんのほうにも何つておきたいと思います。警察に對する要望ですね。

○永野参考人 一

びに各プロダクションに、警視庁から、一カ月に一回か二回は必ずお見えになりまして、君たち困ったことないかというのを積極的に言ってきたいただいております。その点では、私も非常に感謝しております。しかし、おそらく、こういう点が非常に困るので何とかしていただきたいというところが、具体的に私も業者から出たことと、いうのはほとんどないのではないかと思います。では実際に困っていないのかということになりますと、これは困っている面もございます。ただそれが、一つの例で申しますと、非常にめんどろな事業問題ではないかと思っております。別に事業者協会のメンバーは、特約店制度を持つているわけではないのでございます。したがって、九州なら九州という地方をだれにやらせなければならぬという契約書はございません。極端にいえばケース・バイ・ケースというかつこうで仕事は進んでおるのでございますが、その場合に普通の業者の場合には、もちろん自分のテリトリーというものは守ろうといたします。しかし強引にこちらがやった場合には折れる。その理由にもよると思っておりますが、しかし彼らが暴力団だつ

た場合には絶対に折れません。では、その場合に彼らを説得できるか。警察にお願いして説得してもらう、この説得ということは非常にむずかしいと思うのでございます。そういたしますと、行つた場合にトラブルがないように保護していただくという形になると思います。しかし私ども業者の場合に、こゝういふ先人観がいつもあるようでございます。ここにスターの方もいらつしやいます。顔を切られたあと、その切つた人間を隔離してもらつても困つてしまふ。問題は、完全に切られるという不安のないような形が望ましい、それしか考えられないと考えるのでございます。

そういたしますと、では完全に切られない状態

客さまが会場に入ります。その人たちの一人一人の服装検査をして会場に入れるわけにはいかないと思うのでございます。現実にあつた例でございしますが、突然下からナイフを投げる、あるいは飛び上がつて切りつける。その場合に、切られてきまうその人間を逮捕し処罰することはお願いできませんけれども、切られること自体は防げないという実情があるのでございます。そういうたとえと、警察に完全防備をお願いするということよりも、事前になんかいう状態をつぶしてしまふという、これは不安でございますけれども、はっきりとあれはそういうことをやるということが出ておれば、警察に現実に申し込むこともできるのでございます。そして警察に取り押えていただくことはできずとも思います。しかし、いまのような問題の場合に、絶対にやるといふ確証はございませんし、その場合の処理のしかた、そういうことが現実的に非常に多くあるようでございます。

それで、いまの、君たちは警察にしてもらいたいことがあるかということですが、たいへんにむずかしい問題、そのように私どもも考えております。

○小林参考人 たしかロケーションの場合には警察はタッチしていいようなことだと思えます。道路使用許可というのを、その管轄の警察署

に届け出まして許可をいただきますと、警察署の方はお見えになっていないと思います。中都市の駅前で撮影するときなどは、交通関係なんかで何人か見えていてという程度で、いまおっしゃったように、何か事が起きない場合には警察は出てくれないのではないかと思います。この辺は、むしろ私がお聞きしたいと思っておりますので、すけれども……。

○二谷参考人 いま小林さん、永野さんがおっしゃいましたように、警察にお願いすることになれば、たとえば東京で申しますと、池袋だの、新宿だの、大井だの、どこでロケーションをやろうと、道路使用許可さえとってれば何の問題も起こらないということが一番理想的な形なんですけれども、そういうところへ持っていくための一つの運動の出発が、いまの時点じゃないかと思えます。会社の製作関係者と話しておりますと、永野さんのおっしゃいましたように、じやまする者があらわれるかどうかということまで警察が取り締まっていたらどうか。実際じやまする者があらわれた場合には、あるいは何らかの形で取り締まることが出来るかもしれないけれども、最初から警察が交通整理、人員整理まで全部やっていたらどうかということになる、一営利会社の撮影のために、何が起るか分からないのに警察が協力していただけないのじゃないか。だから、しよるがなしにその土地の人たちに頼むのだというようなことを製作担当者としては言っております。いますぐロケーションにおいてそういう形が全然なくなることは実務面においてないのじゃないか。したがって、警察が全面的にやってくださるということであれば問題はありませんが、小林さんがおっしゃいましたように、地方の都市などでは、出てはいただけません。何か警察とその土地の若い人が共同で整理しているみたいな形がたまに見られるような状態でございます。それが現在の状態ですから、最初に申し上げましたように、全然そういう形なしで、警察だけの力で、あるいは警官の方が二、三人交通整理

理に出ていただければ支障なしに行なえるという状態がくれば、これは一番理想的な形じゃないかと思えます。

ちょっと補足させていただきます。

○定野参考人 自分たちのほうは、警察の人が一番ありがたくて、いままではあまり警察の人が好きじゃなかったのですけれども、これくらいありがたくなったのですけれども、これくらいありがたくなったことではないのです。警視庁のほうに足を向けて眠れないくらいお世話になりました。それは協会内もきれいにしてもいい、会社内もきれいにしてもいい、そしてみなでやっていくのでありますから——自分たちだけではほんとうのところもうきれいなものにはならなかったと思えます。だから絶えず捜査四課の人に電話をして——どこどこだれだれに売りたいのだけれども、この人を調べるのに一々九州まで行って二週間もかかっていればたいへんだから、警視庁の捜査四課の人にすぐ電話をするようにしております。そうして調べてもらったら十五分くらいでその返答が出るわけです。この人間とは取引をやめなさいというところは警察の人ははっきりと申しませんけれども、やめておいたほうが誤解をされないのでいいのじゃないかというふうな返事をしているたどくです。そうしてまた、そういうことのない人だったら、行って取引したほうがいいのじゃないかというふうなことも教えていたただけるので、すぐ各県に飛んで行くわけなんです。行く、最初に県警の暴力対策本部に行って御指導を仰ぐのです。その場合に、この町のだれだれに売りたいのだけれども、この人に売ってもだいいょうぶかどうかを教えていただきたいということを言うのですけれども、警察の方は、すぐそういうことを教えてくれるし、自分たちとしては目にも追っていることでもあるので、このくらい警察の人がありがたいと思うことはほんとうにないのです。いままでは警察の人がきらいだったのですけれども、一番好きになったのです。

一人来ていただいて、その人の指導のもとに動くというふうに、自分たちのほうの会社としては規則もすつきりきまつているわけなんです。だから東京だったら捜査四課の人に一人来ていただく、地方巡査する場合でも、県警の暴力対策本部の人が一人だけ来ていただくというふうにしていただきたいて自分たちは思っているわけなんです。それじゃ、あと警察にどういう協力を自分たちはすればいいのかといふと、ささいなじやまでもすぐ電話で知らせるといふぐらいの協力しか自分たちにはできないし、暴力団をつかまえて警察に出すわけにもいかなないので、ほんとうはそういうじやまが入った場合には、どんな小さいことでもすぐ報告して警察の人の御指導を仰ぎにいくという以外にないと思えます。自分たちの興行は大体が荒っぽくて、人の前であまりえらそうなことは言えないのですけれども、今後ともそういう方向に進んでいって、当局の御指導を仰いでやっていく覚悟であります。

○安井委員 いまお話を伺いますと、プロレスのほうはすぐ警察に感謝されておりますし、映画と音楽のほうはいささかまだ不満があらぬようですが、ちやうど警察庁の保安局長もおいでですが、けさの新聞を見ますと、芸能人にはボディガードをつけてまで問題の徹底的な解決に当たるのだというふうな、これは警視庁の方針ですが、そういうふうなものを見たわけでありすが、もう少し少しいまの問題について警察庁としての考えをお聞きしたいと思えます。

○大津府委員 実は昨日、刑事局と保安局と両方で、管区の保安部長、公安部長の会議を開きまして、いろいろ暴力団取り締まり対策、特にまたこういう芸能関係等の保護の問題につきましても、打ち合わせをいたしましたのでございます。プロレスにつきましても先ほど豊登さんからお話があったようにございすが、映画関係のロケにつきましても、ちょっと聞きました。昨日、いまのところあまり問題がないというふうな話も出ておりました。それから、その他の問題

につきましてもいろいろ話が出ましたが、暴力団放をこれだけ積極的に協力してやっていたら、ある以上、善良な業者、善良な映画俳優協会の人たちが安心して仕事ができるというふうにするためには、警察の保護の態勢を強化しなければいけないだろう、こういうことございまして、今後各府県におきましても、そういう保護についての窓口をはっきりしまして、そういうところへ申し出ていただくとか、相談に来ていただくという場合には、保護するための措置をとっていく、こういうことをきのうの会議でもお互いに話し合ったというところございまして、これはまだ正式に通達とかなんとかという形で出しておりません。ただ警視庁では、すでに部長の名前で各警察署長あてに、そういう場合の保護につきましまして措置をとるようというふうな通達を出しておる、こういうことございまして。

○安井委員 結果処理はこれはもう警察でなければというところだと思っておりますが、ただ予防的な問題について、警察がどういうふうな形で保護なり警戒なりに協力するかという点が残っているような気がするわけでありすが、もう少しそういう点の御検討をお願いしたいと思います。

最後に、きょうはスターの方お二人いらっしゃるわけですが、最近の映画の中に、暴力騒動とでもいいますか、そういうふうな内容を持ったものも相当あるような気がいたします。私は映画を残らず見ているというわけではありませんが、どうもそんなような気がするのです。もちろん俳優の皆さんよりも、プロデューサーの問題かもしれないけれども、そういうふうな点についてのお考えを伺っておきたいと思えます。ここにおいでの方の心あたたまるような映画を私もいまい出ししておりますけれども、そういうふうなつばな映画がたくさんできるのかかわらず、どうも先ほど私が申し上げたようなものも少なからずあるように思われます。何かエロと暴力を売らなければテレビに決着できないのだというふうな——わきから見ているから正しくないのかもしれない

けれども、そんなような印象を一般に与えるようでは私は困ると思うのです。もちろん世の中の縮図として、いろいろな問題を取り上げなければいけないと思えますけれども、そういうような点についてのお考え方はどうかということ。

それからもう一つは、アクションドラマなんかでは、ピストルなんかを俳優の皆さんほとんどお使いになるわけですね。まあ本物かどうか知りませんが、それとも、そういうようなことから、何か銃砲とか刀剣なんかは、いつも自分の周囲にあってもおかしくないといいますが、親近感を持つてしまふというふうなお考えはないかということですね。きょう皆さんにおいでいただきましたのは、銃砲刀剣類所持取締法の一部を改正する法律案の審議に関連することであり、今度出ている法案は、暴力団がそういうものを所持するのを強く取り締まりをしよう、これが趣旨なものですから、暴力団問題としてはお話を伺っているわけでありますが、そういうような点についても、ピストルや刀なんかをほとんど振り回すのがお仕事の方々が、映画の場面と自分の生活との見分けがつかないというわけではありませんか、何か日常性が出てしまふ、そういうふうなお考えはないかという点であります。

いずれにいたしましても、先ほど二谷さんが一番最初におっしゃった個人の意識という問題ですね。一番基本的な問題はそこだと思うのですけれども、その二点につきまして最後に伺っておきたいと思えます。

○小林参考人 これは二つに分けて、二谷君にも言っていたかと思いますが、企画の問題では、二本立て映画の場合、両方ともそういうものを取り扱っている映画をわれわれも見ますし、私は、俳優の役柄としては、心あたたまる専門なものですから、そういう役があまりないんですけれども、一般的に言いますと、よくなんかが考えますと、洋画の輸入の中にそういうものが非常に多いと思うのです。それで日本映画はすぐまねをするものですから、車から何か突然大砲が出

てきたり、それからまたエロ物とか、そういうものが非常に多くなると、それをまねて、輪をかけてたように、日本でもありもしないようなことをまねた映画化する。われわれも身近な話じゃないから、うそだと思つてやればいんだと思つてやるわけ、日本映画が外国映画をまねしているというものがあつた。洋画の中にもそういう点で考えなければいけない問題があると思ひます。

それから俳優がそういう役をやつておられますと、そのつもりになつてしまひまして、ふだんもそういう態度で歩いているというのをしばしば見受けられますが、二谷君は最もその役をやつておられる方なので、その問題については二谷君に答えていた

○二谷参考人 心あたたまる映画はあまりやらしていただけないで、殺伐なアクションばかり私は何年かやつておりましたが、映画に入りますと、前は私は放送の仕事をやつておりましたが、それから映画に入つたわけでありまして、映画に入る前と現在とを顧みましても、全然変わつておられます。小道具は小道具と思つておられます、映画で使うのはたまの出ないピストルで、刀は銀紙で張つた刀だということがよくわかつておられます。しかしこれもやはり私などは、少し年をとつてはほかの仕事をやつてから映画に入りましたので、そういう影響はあまり受けなかつたんじゃないかと思ひますが、映画界全般の状況として、すぐ高校を出るか出ないかで映画界に入つて、すぐいわれるスターになつて、外の社会というものをあまり知らない方々の中には、あるいはついおもしろいものだからみたいところはあつてもいいかもしれませんが、これは私は、俳優自体として内容をよく知つておられるだけに、心配はないのじゃないかと思ひます。ただそれを見るお客様の中に、やはりそういう映画を見るファンの層というのは、十二、三から二十以前の方が多いいものですから、影響される場合が多いんじゃないかと思ひますが、俳優個人としてはそういう心配はないと思ひま

それから映画の内容についての問題ですが、これは映画俳優協会のほうでも、この暴力問題と関連しましてしばしば話題になつておられます、製作者連盟と話し合ひを持って、そういう企画の面までこの運動を伸ばしていかなければいけないのじゃないかというところは痛感しておられます、また映画製作に携わる一般のスタッフの中でも、そういう声は上がつてきておられます。また小林さんの心あたたまる映画とか、それから最近話題の「赤ひげ」とか、そういう大作で、いいもの、内容の高いものをつくつていかなければいけない時代にだんだん映画界自体が差しかかつておられるのではないかと思ひます。これは俳優個人の力ではないかと、みんなの力で製作者側と話し合ひをいたしまして、少しでもそういう内容が高められていくように、これからは私も努力していきたいと思ひます。

○華山委員 関連。皆さんが暴力と絶縁するということをお決意なさいましたことについては敬意を表するものでございますが、個々の芸能人の方々の現在の御心境でございまして、こういうふうになつて、何か自分の身体、あるいは人気の上的恐怖というものを現在お持ちになつておられるような様子がございませぬでしょうか。小林さんなり、永野さんなりにお伺ひしたい。

○小林参考人 たまたま俳優協会で池部理事長が声明を出しまして、その当時の俳優の全般の反響というものは、全部は聞いておりませぬけれども、正直に申しまして、半分ぐらい非常に困つておられる人がいるということを聞いております。もちろん大いにやうやういふのは半分で、半分は非常に困つておられる。いままでの何かの個人的なつながりなどでしうけれども、個人的なつながりがあつて困つておられる方がおられる。その個人的なつながりというものは、先ほど申しましたようなこととからみんなつながつておられるようなことで、大して大きなつながりではないのですけれども、そういうことはやはりあると思ひます。

○華山委員 永野さんのほうはいかがでございますか。

○永野参考人 歌手の場合には、もちろん仕事を通じて、こういう人たちのつき合ひはあろうと思つてございまして。ただ、歌手がスターになる過程、あるいはスターになつてその地位を維持していくためには、いろいろ必要な要素がございまして、地方の興行と申しますか、つまり地方のお客さまと直接接するということも、大きな要素の一つでございまして。そういう意味におきまして、地方のお客さまに接する機会というもののが少なくなつていくという点で、やはり一つのおせりという現象は起きてきておられます。それ以外に個人的な問題といたしましては、私ども全く聞き及んでおりませぬ。

○華山委員 いわゆる興行界と暴力団の関係というものは、日本におきましては、ほんとうに徳川時代からの私は因襲だと思ひます。したがつて、ここでこれを打ち切るということにつきましては、警察御当局も非常な決意があらうと思ひますが、ございまして、この点につきましては、なにお警察の方にお尋ねいたしますが、皆さま方のお考えといたしまして、従来警察当局が、暴力団のことにつきまして、手を出してはゆるめ、手を出してはゆるめ、そういうふうなことで、またいまはこんなような状態にはあるけれども、将来ゆるめられるようなことがあつた場合には、かえつて反動的に、われわれに対する被害といひますか、そういうものが大きくなるのだというふうなものが、いまのところはございませぬと思ひますが、いかがでございませぬか。ひとつ小林さんなり、永野さんなりにお伺ひしたいと思ひます。

○小林参考人 この際われわれは立ち上がりましてやつておりますので、ほんとうに皆さま方の御協力を得て、安心して仕事ができるような状態にお願ひしたいと、われわれ全員が思つておることとございまして。

○永野参考人 ただいまおつしやいましたことに

ただ、ここで重ねて私がお聞きしておきたいと思ひますことは、いままで芸能界の方々が、まあ特定の人でありましようけれども、暴力団の諸君

は見ました。それはもちろん何かチェックしてその土地の人は買えるのでしょうけれども、われわれはただ見ただけです。そのほかはもちろん香港でも見ませんし、あれですが、先ほど申しましたように、仕事に關してピストルが持たたい、ということはいつにもせものを使っているで、本物は一体どんなのか見たいなあという気持ちがあるのかもしれないし、いつも竹光を使っているから、ほんとうの刀を持ちたいという気持ちがあるかしらあるのかもありませんが、私はあまりそういうのを使う役がないものですから、あれですけれども、入手するのをどういうふうにして手に入れたのかは、ぼくたちもちよつとそれは本人から聞いておりませんが、本人はどうなのか聞いておりませんけれども、これは何か物を集める心理とながっているのかもしれないです。切手を集めるような気持ちで買ってきたのか、大体が若い方で、そういうものをやっていらつしやる方が持ってくるのですけれども、私たちの仲間で、ほかに持っている人はないと私は信じたいと思つており

う点では興行のいわゆる会場の問題にも大きな関係が出てくるのではないか、特に定野さんのお話で、体育館等を借りようとする、なかなかむずかしいというようなお話がございました。体育館は地方の体育館でもそれぞれ次から次へ利用する日にちがございまして、そう簡単に手に入るとは思いません。そこで私がここで御意見をお聞きしたいと思ひますことは、正常なルートで体育館等を借りる、あるいはそのほか公民館、そういうような施設を借りて興行をおやりになる、これは永野さんの場合でも同様でございしますが、そういう場合よりも、いわゆる暴力団といひましようか、これは一口に暴力団といひては語弊がありますけれども、興行師、その中にはだいいふん暴力的なものもあるようであります、そういう興行師等の手を通じて借りたほうが、会場を借りる場合非常に都合がいい、スムーズにいく、こういうのが現実でございましょう。だからして、それらの諸君と全く手を切れば、体育館等を借りる場合に、たいへん不便を来す、興行に大きな影響を与え

そうして官庁の關係の人のところばかり何うもので、一週間のうち動ける日は三日ぐらいいかないのです。そうして、いまだ暴力団にいつていたことはとても悪いことでありますけれども、その時分の損害と、いま現在の損害だったら、いまの損害のはりが数倍多いのです。それは全国にそういう交渉に行っているのですけれども、なかなかうまく進まないで、自分たちは直接一番響いてくるわけです。あとは体育館側の人とか、市当局の人が、勇気のある判断を下していただかない

ときまらないうちの場合が出てくる。だから自分たちが警視庁に伺いを立てて、こういうことであるということを説明しても、その地方にいけば、その地方の警察の人の意見がたぶんありまうので、そのとおりやっているのであります。なかなか体育館長さんまで許可をとるのには一カ月——岡山なんか一カ月くらいかかっているのですけれども、きょうあしたのうちに決まりました返事がくるらしいのですけれども、その間に岡山へ行った人間が、六、七人くらいなんです。そういうふうにして全国に散らばっていて、それは自分たちは興行が一年じゅう一日も休まずやるのだったら、社員というものを五百人とか六百人とか一べんにふやすことができませんけれども、シーズンだけで食べていかなければならないので、まじめな学生アルバイトの人を各地に三十人というふうに、一日七百円くらいで雇うわけでありまう。そして警察当局の指導を仰いでおるといふふうにはやっていますけれども、なかなか六カ所全部きまるまでに日にちがかかるものから、その費用が暴力団に——いままでは自分金銭のことに携わってなかつたから、はつきりそういうことはわかりませんけれども、一番金のかかっているのは、勇気のある判断というか、そういうこととすみやかに許可していただけないのが一番困る、これが現状です。

○川村委員 永野さん、時間もございせんから、よろしくございせん。

いまお聞きした点で、やはりこれは警察当局も十分検討していただかなければならぬ問題があるのではないかと思います。つまりその地方の顔役が出かけていって、あるいはその体育館を持っておる管理者、市長なら市長あるいは町長なら町長、何と申しましょうか、そういう諸君に圧力をかけると、会場の入手がしやうい、ところがたまた正式に事業者協会なり、あるいはプロレス興業株式会社なりが、そういう会場を借りたいといつてもなかなか手に入らぬ、こういうことになりまうと、問題はまた逆転をするおそれがある、私は心

配をするわけでありまう。こういう点は今後私たちもできるだけ皆さん方と相談をいたしまして、また警察当局等ともよく相談をして、皆さん方の仕事ができるだけスムーズに、再びそういういかがわしい興行師、暴力団等の手に左右されないようにしなければならぬと考えているわけでございます。せつかくこういうときでございまして、ひとつ皆さん方のほうも一時の不自由を忍んで努力をお願いしたい、これが第二のものでございまして。

それから、時間がございせんから急ぎまうが、いま暴力団の問題として私たちが考えなければならぬことは、暴力団等の組織勢力といわれる諸君の興行関係との結びつきは、資金をとる、いわゆる資金源として考えておるといふことではないかと見ているわけなんです。暴力団の大きな資金源は賭博それから興行、それに近ごろ急に問題が出てまいりました港労働者の搾取、こういうのが大きくあげられております。

そこで、興行関係では、私たちは実態をよく調べたわけではありせんけれども、競輪であるとか、競馬であるとか、オートレースであるとか、こういうようなものに横横文字に張り回しておる彼らの資金の調達源、それと芸能関係の皆さんの会場の資金の問題であるとか、あるいは撮影のときにおけるいろいろな協力、そういうものもやはり一つの大きな資金と考えてやっているとすれば、いかと思われまう。これがそうであるとするならば、これを断ち切るのなかなかむずかしい問題が残ってくる。

そこで、永野さんにお尋ねをいたしたいと思ひますけれども、あなたのほうでござらんになっておりますそういう組織勢力といわれる諸君との資金のつながりというものが、何かお話できるものがございしたら、ここで少し聞かせていただきたいと思いますか。

○永野参考人 私どもといたしましては、正直申し上げてそういう面では全く無知でございまして。暴力団が興行いたしまして黒字の場合、赤字の場合があるようございしますが、赤字の場合ど

こからその金を持ってきて埋めるのか、黒字の場合にその金がどこへ行くのか、これは正直申し上げて全く存じせん。

○川村委員 それではいまの問題は、いまの永野さんのお話の点で一応了解をしておきたいと思ひますが、最後に私は警察庁の保安局長にちよつとお聞きしておきたいと思ひます。先ほど田川委員、安井委員からもお話がございましたが、きょうの参考人の皆さん方の御意見をじつと聞いておりました、皆さん方の決意のほどはよくわかるけれども、いままではそれらのつながりというものを断ち切っていくには並みだいたいのことではないかという印象を私は受けております。

そこで、これは何も興行界、あるいは芸能界の皆さん方と暴力とのつながりを、あれこれせんざくするというのが私たちの目的ではないと思ひております。いわゆる暴力団というものをなくしていく、その暴力団をなくするために芸能界の皆さん方を中心として協力していただくこと、その協力の案をあげるためには、皆さん方のお仕事の間からも十分対策を立ててやらねばならぬことも多うございまして、警察としても、やはり皆さん方の仕事について十分な協力がなければならぬのではないかと、こう考えるわけでありまう。

先ほどちよつとお話がございまして、あるいは用心棒をつけるという話も新聞に出ておるといふことが言われておりましたけれども、やはり警察当局は相当決意を持ってやっていたかなければ、いままでは何かと問題が起つていないようにお話を聞きましたけれども、追ひ詰められていくならば、いろいろの形でまた芸能界の人たちに圧力を加える、あるいは手段を選ばず出てくるということになるのではないかと思ひます。そこでひとつ保安局長のほうから、これらに対して警察当局としてはこの後どういふ方針で援助していかれるか、あるいは対策を進めていかれるのか、この際にお考えをちよつと聞かせておいていただきたい。

○大津政府委員 先ほどもお話がございましたが、芸能界の暴力団との絶縁あるいはその排除と

いうことについての御苦心、またそのためにこうむつておられる不便とか、いろいろな点があると思ひます。こういう点は、警察の力では解決できないやばい芸能界の方々のお力でお考えいただかなければならぬ問題も、相当あると思ひますが、警察としてはそういう御協力、あるいはそういう御努力に対して、絶対心配がない、安心してやっていただけるのだ、暴力団と絶縁できるという態勢に持ち込むことが一番大事なことだ、かような考えでございまして、先ほど申し上げましたような保護の問題等を今後一そう強化をしていくということを考えておりますし、また暴力団の資金源を断つ問題、あるいは暴力団のその他のあらゆる面についての対策といふものにつきましましては、今後一そう強力に進めていく、そうして縦香花火のようなことじやなしに、あくまでもこれを断つまでやり抜いていく、こういう決意を長官以下固めておるといふこととございまして、私どももいままでは足りない点につきましては今後一そう創意工夫をこらしまして、芸能界の方々のいろいろな御意見も参考にいたしまして、万全を期していくように努力をいたしたい、かような考えでございまして。

○中馬委員長 門司委員。

○門司委員 私はきわめて簡単に二、三のものをだけをお聞かせをお願いしたいと思ひますが、いままでは参考人の方々の話と、さらに質疑との関係を聞いておきますと、一つの問題は社会的要素があるといふこと、いわゆる世間の問題を直さなければこの種の問題は直らないといふこと、それからもう一つの見方からいいますと、芸能人自身の考え方である程度不法所持というふうなものがないかというのではないかと、考え方の方の二つに私は分類されると思ひます。

暴力団とのつながりについてはかなり社会的の要素が多いというふうに考えなければならぬと思ひました。これは単に芸能関係だけの問題で解決するとは考えられない、ところが、刀剣あ

るいは就範等の不法所持の問題になりますと、結論的に言えは自衛をし、自己がそういう行為を行なわないことによつて、私はかなり事故はなくなるのだといういわゆる暴力団から使職されてそれを買い入れて、そうしてそれを流すというふうなケースは比較的少ないのじゃないかという感じが実はするわけでありました。

したがって、その二つの点について少し具体的にお聞きをいたしたいと思うのでありますが、最初にお聞きをしておきたいと思ひますことは、興行に対する見方でありまして、これはいろいろ言われておりますが、興行自身というものが先ほどからもちよつとお話がありましたように、一年じゅうそれをやっている商売ではない。一つのところで一年に何回かしかならない。したがって、それを世話をする者も、また固定した業者によつて世話をするということはなかなか困難である。したがって、そこに生まれてくるものが、私は暴力団の最大のそういう業種であるというところに要素がありはしないかということ、これは常時ずつとそういうあつせん業というふうな形でやられるとするならば、興行師というふうなものに免許制をとればある程度のはつきりする。免許制をとつてみてもそれだけでなかなか商売は成り立たない。したがって、ときどき行なわれる催しものについて規制する、という悪いのであります。が、暴力団からおこられるかもしれないが、個々に規制をして、そして自分たちの生活のかてを個々にかせいでいくことが考えられる。

そこで問題になつてまいりますのは、そういう社会現象からくるのであるとすれば、どうしても私は社会的に直さなければならぬような気がする。そうなるまいと、先ほどお話のございましたように職安関係の問題、あるいは職業あつせん所の法規問題ということだけではいけません。これについてはつきりした営業といひますか、単に職をあつせんするというのでなくて、一つの職業としてこれに許可、認可を与えるというふうな団体の組織自体を最初から認めるというふうな方法でいけば、ある程度そういう不安定なものでなくなりはしないか、そのつどそのつど安定所に行つてそして頼んでくるような処置をとつていくから問題があるのではないか、むしろこれらの業を営む人を表面に出してしまふ。どこそこへ行けばだれだれがこれらの世話をしているのだということではつきりしてしまふ、ということによつてある程度これは自衛されるのではないかと気がするのですが、その点のお考えはどうですか。これはどなたからでもよろしくお聞きいたします。

○永野参考人 お説のとおりと考えております。確かに興行というものは、何と申しますか一種のテンポラリーなケースと申しますか、ほかに職業を持つておられまして、そうして副業に何かたまたまそういうことをやっているとしようかな形も多しうございします。そしてまた直接地方へ参りました場合に、こゝろいう業者の、暴力的な業者というものは、そういう形が事実多いように聞いております。そういういたしますと、もつと職業として社会的に認めるといふことは、逆に社会的な責任も持たせるといふことで、そういうような形を明確に打ち出していただいたほうが、私も思ひます問題はもつとはつきりするのではないかと、そういうふうに考えております。

○門司委員 それからも一つその次に、今度は個人の問題で聞いておきたいと思ひますが、さつき申し上げましたように、私は、今回いろいろ新聞で取りざたされたことは、芸能界にとつてはきわめて遺憾なきとてありまして、しかもこれは全部じゃない、ごく一部のひとしか考えられない。だから芸能界というものが、いいにしろ悪いにしろ、世間にならぬ喧伝されやすい業種、と申し上げることはどうかと思ひますが、職業であることによつて、単に針でつづいたような事件があつても芸能界であれば非常に大きな事件としてこれが取り扱われる。社会にはいろいろ習性がありまして、同じ人殺しをやつてもわりに話題にならないのに、針でつづいたようなのがさしてまた案外大きな事件として取り扱われる。要するに

ニュース価値のあるものとなつてゐるものがありまして、芸能人等は特にニュースバリューがあると思ひ上げても差しつかえないといふふうに考えられます。そこでこんな問題は、ある程度は私は世間のそのうした中であつて、きわめて気の毒な立場に置かれてあるのではないかと感じますのである。ありますが、だからといって、一部でもかりに暴力団との間に凶器の受け渡しがあるといふことになりまして、これは社会的にやはり問題にしないわけにはいかないものでありまして、ことにこのルートが、わりあいにやりやすいといふことになれば、この穴はどうしても押えていただかなければならない、こゝろいうことにならうと思ひます。

そこでは、率直に聞いておきたいと思ひます。それは、先ほどからお話のありましたような暴力団とのつながりがいろいろ出てくるということが一つと、だからこゝろいうものがでるが、しかしそれは本人自身の心がけによつてある程度といひますか、完全にこゝろいうことは行き過ぎかと思ひますが押さへ得る。いわゆる自己がこれを認識し、自己が自覚し、自己が自衛をすれば、こゝろいう事故は起らないんだといふことになれば、私は問題の解決としては、芸能界自身の個人に対する自衛の意識といふものを植へ込んでいくということが、やはりこの種のことをなくする一番大きな問題ではないかと思ひますが、こゝろいう考え方をよろしくお聞きいたします。

○二谷参考人 先ほどその問題に関連いたしました、暴力団関係者がこゝろいうピストル、あるいは凶器を入手する目的でもって芸能人に近づくとはいふことがないかと思ひますが、こゝろいうことは私はないと思ひます。ですから私は、芸能人がその立場を利用して、暴力団関係者に流す目的でもってピストルを密輸入を申しますか、不法に持つて歸つたり、それを流したりのではないと思ひます。いろいろな事例を見まして、警察のほうの調べがどうなつてゐるかわかりませんが、たいへん単純な気持ち、おみやげのつもりで持つて歸つた、これはたいへん恥ずかしいお話であり

ますけれども、ピストルというものを持つてゐるものか悪いものか、判断がつかないわけではないわけでございますが、たいへん恥ずかしいあれでございますが、おみやげとして持つて歸つたといふようなことも新聞などに出ておりましたし、そういう意味でいまお尋ねの問題でございますけれども、やはり先ほどから申し上げておりますように個人の意識の問題だと思ひます。ですから、ただ単にこゝろいう目的でもって芸能人へ近寄る暴力団があつたり、あるいはその目的で暴力団へ流すといふようなことはないと私は思ひます。もつと単純な最初の近寄り、接触といひますか、こゝろいうものから関係が生じて、何と申しますか、たいへん簡単な気持ちでおみやげに持つてきてやつた、こゝろいうことで起つたのではないかと思ひます。ですからその中には、最初から意図したものが両方ともあつたのではないと思ひます。ただあるいはファンとしての近寄りからこゝろいう関係が生じたとか、何らかに對するお礼として持つてきたようなことが書いてございしましたが、いわばたいへん偶発的な事件でございまして、これは俳優個人個人の意識によつて断ち切る、こゝろいう意味において個人的な関係を断ち切ることはできると私ははつきり申し上げたいと思ひます。

たいへん社会の表にあらわれやすい職業でありまして、いまお話のようになつて社会的な問題に大きく取り扱われがちなございします。これはちよつといふ御質問からはずれないわけでございますが、いわゆる暴力と申しましても、俳優の場合にはこゝろいう職業であるがゆえに、ベンの暴力といふものにもおびえなければいけないといふことがございします。いろいろ週刊誌など皆さんごらんになつてもおわかりになると思ひますが、たとえば一部の週刊誌などでは、別れたとか、結婚したとか、離れたとか、こゝろいうことが話題になりまして、現在幸福に暮らしていらつしやる夫婦の俳優の方々に對して、なぜ別れないかということが話題になるほどの週刊誌もございします。こゝろいう意味でもって、先ほど一番最初に私が申し上げた

ように、俳優というものの社会的な地位といいますが、そういうものもおおい高まつてきている時期でございまして、俳優自身もそういうふうな努力いたしておりますし、私が先ほど例に申し上げましたような報道あるいは記事、そういったものに携わる方々に、もう一度俳優の社会的な立場というものをより高めていくような御協力をいただきたいというふうに私は考えております。

余分でございますが、つけ加えていただきたいと思います。

○門司委員 私はそういうことだと思ひますけれども、えてして世間では、非常に人気のある人については、何かそれにけちをつけたという妙な人間の心理がありまして、悪い趣味であります。ただ問題になるのは、ここで私がこういふことを聞くことは、少し突っ込んで聞き過ぎるような気がするのであります。一応聞いておきたいと思ひます。それは、芸能人という社会的な地位の心理とやぐさの心理というものに、相共通する点がありはしないかという気が私はする。それは一般社会人と違うのだというものの考え方において、共通する点があるいはないか。したがって、ピストルやあるいは刀剣等を持つてはならないというおきては知つてゐるから——それを全然知らないで、ただ何のことはない、軽い気持ちで持つてきたんだといへば、そういうことがいへない面もないではないと思ひますが、しかし、何かちややはされてくると、人間というやつはだんだんうぬぼれてきて、そして人の持たないものを持つてみたといふような気がしてくる。おれはこれを持つてゐるんだといふような、見せびらかしのようないやうな人間は往々にして出てくるものであります。特に若い諸君が、必要以上といふことを使うと、はなはだこれは失礼でございまして、世間から見ると急にちややされるようになってきたといふやうな、何かしら優越感といふものがこころの問題を引き起こさせる一つの問題ではないか。暴力団のはらは暴力団で、悪い意味において、おれたちはとにかく一般人よりも何か腕力さ——

いい意味ではありませんが、腕力さで強いのだといふやうな優越感を持つてゐる。このことが事件を起こす一つの問題ではないか。この心理は非常にむずかしいのであります。たとえば、全然話は違ひますけれども、交通関係においても、ダンブカーの運転手の若い方などは、とにかく殿様みたいな気がしてゐる。一段高いところから運転をしていて、ほかにぶうぶういさせて、少しスピードを出せば、まわりの車はみんなよけてしまふ。おれたちはとにかく何がぶつかつてきても平気だといふ妙な優越感があつて、事故を起こすといふやうなことがかなりありはしないかと私は思ふ。そういう意味で、お互いに同じ特殊の社会にあるといふ心理が必ずあると思ふ。そういうものがやはりこころの不法所持を安易に行なせてゐるという心理的影響がありはしないか。同時に、そういう悪い意味といふ意味との心理的影響といふものが結びついて共通の面がある。そこに利用されるべきが出てきておるといふやうに私は感ずるのであります。しかしその点についてはいまお話があつたと思ひます。したがつて、こころいふことを使へばこれまたはなはだ失敬なことを言うじやないかといふことにならうかと思ひますが、やはり社会の一般人としての教養、一般人として何ら交わりはしないものであるといふ、いわゆるちややされる世間の誘惑に乗らないといふ心がまえといふものが、これは人間に關して、いずれの職業に關しても非常に大事なことであります。が、家外若い人に欠けてゐるのではないかといふ気がいたします。

○小林参考人 またほくは、話がすぐ漫談的になつて申しわけないのですが、表を歩いてゐると普通の人ですとじろろ見られると、何だこいつ見てやがるなと思ひますが、私たちは目の前に来て、ほんとうに顔を突き合はしたところで、この間あれを見たとか、案外ふけてゐるねとか、足が太いとか、写真顔のほうがいいとかいふことを、ぬけぬけと言われるわけです。これはちつとも何でもないことを言つてゐるのですけれども、そういうことを言われる仕事なものです。それをただ黙つて歩いていなければいけない。腹の立つこともありますが、それを黙つていなければならぬ。ですから社会人として、社会人でなければいけないといふ仕事を、自然に社会人から遠ざかつて、人のいないところへ行きたくなるというのとは、どつちかといひますと、非社会人といわれる暴力団と同じやうな気持ちがあるのではありませんかと思ふのです。ですから、これはまた心あたつたまる話で申しわけないのですけれども、ロケーションをやつておられますと、われわれははつきり申しますと、ほんとうに暴力団に何のつながりも持つていないと言つてもいいと思ふのです。が、たまたまこの不法所持をした者が、暴力団にそれを譲渡したといふことで、暴力団につながつてゐるといふ錯覚をわれわれに持つてきてゐるわけですね。簡単に言へば、ただロケのときに世話になつたといふ程度のつながりしか私たちは持つていないのじやないかと思ふのです。それと、そのロケ中に、たとえばやぐさの人が人々をよけてゐる間に、われわれが何となく一生懸命働いてゐる。それを見て、うらやましやうな顔をするときがあるわけですね。それで、われわれのそばで照明部や何かで、労働を一生懸命やつてゐる連中に、その仕事はたいへんかとかなんとかいふことで、非常にうらやましやうに近寄つてくる。そういうものを見ますと、彼らもきつとその中にいたいとは思ひわれないじやないかといふやうな気もするのです。ですから私の一つの希望ですけれども、

彼らをそういうほうに追いやることなく、もし興行形態が悪かつたら、正しい興行形態にやらせればいいのか、普通の正しい興行をやつても、ぼくはもうかると思ひます。それをなぜ正しくないこととでやつてゐるのか。正しい興行形態に持つていくようにさせる。そしてもし刀剣を持つてゐるやうな者がいたら、それを出すようにするといふことのある一つの善導みたいなものも、並行してやつていただけたらと私たちは思ふのであります。

○門司委員 もう一つ、最後に聞いておきたいと思ひますが、暴力団とのいまのお話、それから各興行におけるいろいろな問題等が述べられましたので、この関係だけを最後にお伺ひしておきたいと思ひますが、それは警備の問題とつながる——いまのお話も大体警備の問題とつながるというところでありまして、いづれも警備の問題とつながるというものであります。大体暴力団の利用価値といふものは、それくらいしかないわけでありまして、それ以外にあまり暴力団の利用価値はないわけでありまして。ところが、過去においてこの種の問題があつたのは、競輪であります。競輪の警備を大抵地方の暴力団に頼んだ、これは施行者が市役所や県庁であります。しかしその公の市役所や県庁が暴力団と目される諸君に警備を依頼して、そしてしばしば問題を起こした例が非常に多かつたわけでありまして。ところが最近やういふ事件が案外といふよりも、むしろ幾らか減つてきたやうな気がしますが、まだ競輪等は興行界と似通つたやうなものであります。一カ月間に何日間しか行なわれない。その間の警備だけに人間を出してくれといふことでありますから、決して業として成り立つわけではございませんで、結局どこかで間違つたかぜきをして、その間子分どもを養つていくかたにしなければならぬことは当然であります。したがつて、そこに私は社会悪の生まれる一つの大きな原因があるやうかと考へる。そこで問題になつてまいりますのは、そういう社会悪が起こるのだといふことがわかつていなが

ら、警備員をそれらの諸君に頼むという制度、行き方等についても、実はかなり大きな問題があるかと思う。この問題を断ち切ることができれば、したがってつながりもなくなります。

そこで問題になってまいりますのは、さっきの定野さんのお話にありましたように、自分たちの力でどういふ警備態勢というものを整えるという事は、不可能であるかどうかという事であります。これが自分たちで、興行をおやりになっている方々自身の手によって警備態勢を十分に整えていくことができるという事になれば、暴力団もある程度介入する余地がなくなるという事になります。彼らの介入する余地がなくなれば、そういうつながりも完全に押えることができる、こういうことになりはしないかと思うのです。いま暴力団に利用されて、そして芸能界の諸君が非常に迷惑をしていると思うが、このいま申し上げましたようないわゆる自分たちの力で警備ができる、暴力団というものを頼まなくてもよろしいような組織にならないものかどうかという事です。こういう点、何か考えられませんか。

○定野参考人 自分たちのほうは、もう全部きめておきます。暴力団は一切頼まないことになっております。自主興行、興行のやり方がここに書いてあるのですが、大体その地方で興行をやる場合は、学生のアルバイトの人でも一々住所と名前を書いてもらって、三十名ないし三十五、六名お願いするわけですが、その場合に、疑わしき者は一切頼まないというふうに自分たちはもうやっています。だから自分たちの興行には今後もう一切関係なく、だいじょうぶです。

○門司委員 ほかにどうですか。——それでは、お答えの方がなければ、私は皆さんに聞きたかったのですけれども、やっていると言われたところだけお答えがあつて、あとはお答えがなかったのですけれども、こういう点について警察はどうです。いまプロレスのほうで答えがあつた中に、相談していろいろこういうことをやっているということがあります。もし芸能界から警察に、い

わゆる取り締まり関係に御相談があれば、それに応じて、暴力団との関係なく地方で興行が安心してやれるようなお世話ができますか。それを警察側からひとつ聞いておきたいと思ひます。

○大津政府委員 具体的問題につきまして、よくまた芸能界の方と御相談を申し上げまして対策をきめたいと思ひますけれども、方針としましては、先ほど申し上げましたように、保護態勢をもっと強化していきたい、こういう考えでありますので、はたしてどういふ場合にどうしたらいいかという点を、もう少し具体的に、映画俳優協会の方々とか、いろいろ話を承つて考えてまいりたい、かように考えます。

○門司委員 それはどうも警察の考えはおかしいですね。そんな考え方は、この法律を通すわけにはなかなかいきません。私は警察側がもう少しはつきりした態度で、保護態勢というのではなくて、これは社会の秩序を維持することです。単に興行だけを見れば、そこだけの保護になるかもしれない。しかし問題はすでにその一つの興行がいいとか悪いとか、そのでしが悪いとかどうかという点と、そのでしが悪いとかどうかという点と、これは社会問題に移行してきています。これは現在では社会問題に移行してきています。いわゆる暴力団と芸能界のつながりをどうするかという社会問題に移行している。芸能界の人が自分たちの仕事をやりたいか悪いかという段階を越えておる。そうなつてくれば、やはり警察当局がはつきりした態度を示さない限りは、これは簡単に法律だけでどんなに嚴重に縛り上げてみたところで、なかなかこういう問題の解決はつきはしない。少なくとも法律の改正をして、そして暴力団をなくして、それからくる不法所持、いわゆる人の生命に直接危害を与える凶器をこの世の中からなくして、いこうとするには、やはりその衝に当たる警察自身が、もう少し強い、親切な態度でもつて、向こうから何とか相談してきたらおれたちも相談に乗ってあげようというより消極的な態度では私はいけないと思う。だから、これはひとつはつきりした返事をしておいてもらいた

い。

○大津政府委員 私、申し上げておりますのは、そういう前向きな姿勢と申しますか、お話のありましたような方針で、具体的にどういふ場合にはどうしていったらいいの、会社側でそういう警備員をどうしたらいいの、その場合警察としてはどうしたらいいの、全部警察がやらなければいかぬのかというより具体的な問題を、もつとこちらからも乗り出して相談をしてまいりたい、かような考えであります。

○門司委員 それでは私もこれ以上聞きません。あとは法案の審議の際に警察との間にはお尋ねをし、さらにわれわれの意見ももう少し申し上げておきたいと思ひます。

最後にもう一つだけ聞かしておいていただきたいと思ひますことは、先ほどから申し上げておりますように、芸能界における、非常に迷惑をされておると私は考えておるこの種の問題について、積極的にこれをなくすることのために、先ほど私は、何らかの話し合いあるいは処置が考えられたかという話を聞いたのでありますが、それについては確然とした御答弁がされていないような気がするのでありますが、これらの点等につきましても、私はもうこれ以上御答弁は要求はいたしません、ひとつ十分配慮していただきまして、そしてこれは委員長にお願いをいたしておきますが、この法案を上げますまでの間に、やはり警察側との十分の打ち合わせをひとつしていただきたという事を、私の希望として申し上げておきます。

○中馬委員長 参考人の方々には長時間にわたり貴重な御意見を述べいただき、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

次会は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五分散会

昭和四十年四月十日印刷

昭和四十年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局